川口市廃棄物処理施設の 設置等の手続に関する条例の 手引き

川口市環境部産業廃棄物対策課

【目次】

第1	条例の目的、対象と	: 手続の流れ等	
1	条例の目的		3
2	条例の対象となるが	施設と行為	3
3	関係地域		4
4	関係住民		6
5	手続等の流れ		7
第2	事業計画書・生活環	環境保全対策書の提出	
1	事業計画書		8
2	生活環境保全対策書	<u></u>	9
3	提出部数		10
4	提出先		10
5	手数料		10
第3	告示及び縦覧		
1	告示		11
2	縦覧		11
第4	周知計画書・事業計	十画周知文書・説明会	
1	住民への周知や説明	月会の目的	12
2	周知計画書		12
3	説明会の日程及び会	会場設定	13
4	事業計画周知文書		14
5	説明会開催通知と事	事業計画周知文書の配布	15
6	説明会		17
第5	説明会等の実施状況	Rの報告	17
第6	意見書及び見解書		
1	意見書		18
2	見解書の提出		19
3	見解書の周知		19
4	目解書に関する国4	印実施状況の報告	19

第	7	審査結果に対する措	置	
	1	審査結果の通知		20
	2	審査結果を踏まえた	措置の報告	20
第	8	生活環境保全協定		
	1	生活環境保全協定と	は	20
	2	協定の締結		20
,	3	協定の内容		20
	4	協定の効果		21
	5	市長の助言及び協定	書の写しの提出	21
第	9	手続承認書の交付		22
第	1 0	事業計画の変更・	廃止	
	1	変更の届出		23
	2	廃止の届出		23
第	1 1	その他		
	1	あっせんの申請		23
	2	施設の公開		23
	3	協定の承継		24
	4	報告徴収、立入検査		24
	5	勧告・公表		24
	6	留意事項		24
参	考			
JIII	口市	廃棄物処理施設の設	置等の手続に関する条例	25
JIII	口市	廃棄物処理施設の設	置等の手続に関する条例施行規則	34

【凡例】

本手引で用いている略称の正式名称は次のとおり

法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

省令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

条例 : 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

規則: 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

第1 条例の目的、対象と手続の流れ等

1 条例の目的

廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、並びに事業計画者及び関係住民の合意形成を促進するための手続、並びに紛争を解決するためのあっせんに関し必要な事項を定めることで、紛争の予防及び調整を図るとともに、関係地域の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

2 条例の対象となる施設と行為

(1) 対象となる廃棄物処理施設

対象となる廃棄物処理施設は、条例第2条第5号(25ページ)に規定されています。

ただし、移動式の廃棄物処理施設は、規則で定めるものを除き適用されません。(条例第28条、規則第25条)



条例第2条第5号で規定する対象となる施設



- ア 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設 (一般廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)
- イ 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
- ウ 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設
- エ 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設 (産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)
- オ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
- カ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)
- キ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施 設
- ク 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設

(2)対象となる行為

廃棄物処理施設の設置等が対象となります。設置等の内容は条例第2条第6号(25ページ)に規定されています。



条例第2条第6号で規定する対象となる施設行為



- ア 廃棄物処理施設を新たに設置するもの
- イ 廃棄物処理施設を変更(法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更の許可に係るものに限る。)するもの
- ウ 廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であって、当該設置の場所である事業場を他の 場所に増設し、又は移転するもの(イに該当するものを除く。)
- エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める廃棄物処理施設に関する変更

3 関係地域

(1) 関係地域の設定

関係地域とは、廃棄物処理施設の設置等により生活環境の保全上の支障が生ずる おそれがある地域として、市が定める区域です。事業計画書の提出後に市が設定 し、事業計画者に通知します。

(2) 関係地域の範囲

廃棄物処理施設の区分に応じ、敷地境界線から 200 メートル又は 500 メートルの 範囲を基本に、事業計画書の内容や周辺地域の生活環境その他の地域的な特性を勘 案した範囲を定めます。(規則第7条)

なお、関係地域の設定に際し、市区境界は勘案されません。また、条例の趣旨から、上記の範囲が狭まることは想定しておりません。

(3) 他市区の地域を含む場合

関係地域とすべき地域に、本市に隣接する市または特別区の区域が含まれる場合は、条例の手続等について当該市または特別区と川口市が協議を行います。(条例第 27 条)

また、この協議や調整には、相応の時間を要する場合があります。

MEMO

4 関係住民

- (1) 関係住民とは
 - ① 関係地域内に居住する方(条例第2条第9号)
 - ② 関係地域内に事務所等の事業活動の拠点を置く方(規則第3条第1号)
 - ③ 関係地域内に住所を有する方が属する町会、自治会等(規則第3条第2号)

(2) 町会、自治会等について

関係住民に該当する町会、自治会等の団体については、関係地域の通知を受けた 後に、事業計画者が必ず市の担当者に確認してください。



(参考) 建築基準法第51条ただし書きに係る許可について



建築基準法第51条ただし書きの許可を必要とする案件において、当該許可に係る事前説明を 要する周辺住民については、建築安全課にお問い合わせください。

また、許可の基準や必要な手続き等についても事前に充分確認してください。

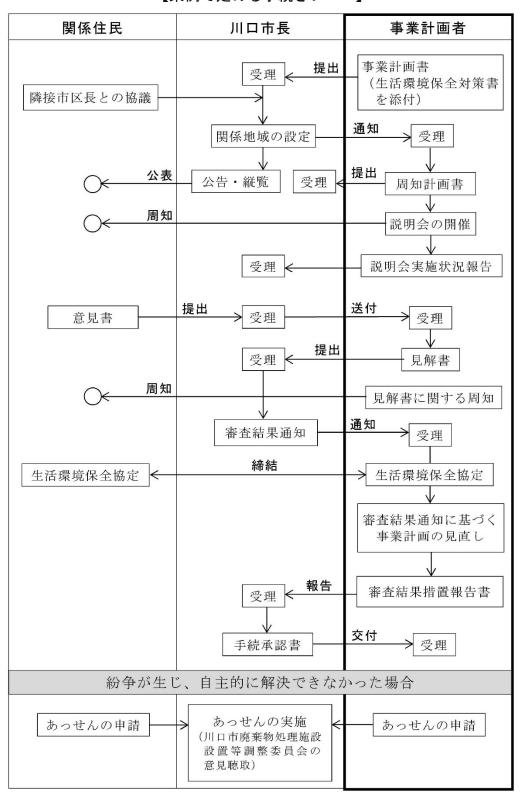
MEMO

5 手続等の流れ

事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前(法の設置許可を要する場合は、当該許可を申請する前)までに、条例に規定する承認書の交付を受けなければなりません。(条例第15条第2項)

この条例で定める手続等の全体のフローを下記に示します。

【条例で定める手続きフロー】



第2 事業計画書・生活環境保全対策書の提出

廃棄物処理施設の設置等をしようとする事業計画者は、事業計画書及び生活環境保全 対策書等を提出しなければなりません。

事業計画書等の提出に当たっては、事前に市の担当者と十分調整してください。

1 事業計画書(様式第1号)

事業計画書の記載事項、添付書類、様式は、条例第5条第1項(26ページ)及び 規則第4条(34ページ)に規定のとおりです。



事業計画書に添付する書類(規則第4条)



- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業計画者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- (3) 事業計画者が個人の場合は、住民票の写し
- (4) 廃棄物処理施設の付近の見取図
- (5) 事業用地内の施設の配置図
- (6) 事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
- (7) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書(事業計画者が当該土地の所有権を 有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類)
- (8) 廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (9) 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (10) 廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (11) 処理工程図(最終処分場以外の廃棄物処理施設)

2 生活環境保全対策書

(1) 生活環境保全対策書

生活環境保全対策書を事業計画書等と同時に提出してください。

(条例第5条第2項)

(2)調查項目

事業計画の内容及び周辺地域の生活環境の状況を勘案し、次の①~⑤のうち、当該生活環境に影響を及ぼすおそれがある項目について調査し、その結果を記載してください。

なお、当該廃棄物処理施設の設置等が関係地域の生活環境に及ぼす影響が著しく 軽微であることが認められる項目は、当該項目の記載を省略することができます が、軽微である理由を記載する必要があります。

(条例第5条第2項、規則第5条)

- ① 大気質
- ② 騒音 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項及び第2項に規定する一般廃棄物の処理施設、同施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設にあっては、低周波音についても調査する必要があります。)
- ③ 振動
- ④ 悪臭
- ⑤ 水質

(3) 記載事項

環境保全対策書に記載する事項は以下の①~⑤です。

(条例第5条第2項、規則第5条)

- ① 調査の項目
- ② 調査の方法
- ③ 調査の結果
- ④ 生活環境の保全のために配慮すべき事項
- ⑤ 生活環境の保全のために講ずることとした措置

3 提出部数

事業計画書等及び生活環境保全対策書の提出部数はそれぞれ5部です。(規則第6条) ただし、縦覧場所の数により増える場合があります。

4 提出先

事業計画書等の提出先は、産業廃棄物対策課です。

5 手数料

条例の規定に基づく諸手続きの手数料は不要です。

MEMO

第3 告示及び縦覧

1 告示

関係地域を設定し、事業計画者に通知した後、事業計画書の提出があった旨、関係地域、縦覧の場所その他規則で定める事項を市が告示します。(条例第7条、規則第8条)

2 縦覧

(1) 縦覧する書類及び期間

市は、事業計画書及び生活環境保全対策書を告示の日から縦覧に供します。期間は、30日以上60日以内です。(条例第7条)

なお、期間の設定に当たっては、事業計画者の周知計画等を勘案しますので、説明会をはじめとする周知計画については、**必ず事前に市の担当者と十分に調整してください**。

(2) 縦覧場所

縦覧場所は、産業廃棄物対策課、関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所のほか、市長が必要と認める場所となります。(条例第7条、規則第9条)なお、縦覧を行う施設との調整の関係で、縦覧場所の確定に時間を要する場合があります。

MEMO
·
·
,

第4 周知計画書・事業計画周知文書・説明会

1 住民への周知や説明会について

施設の設置及び運営を円滑に行うためには、関係住民の理解を得ることが極めて重要となります。

そのため、条例に定められた周知の手続を丁寧に行い、関係住民の疑問や不安の解消に努めてください。専門的な内容をわかりやすく伝えたり、周辺環境への影響やその対策を詳しく具体的に示すなど、そこで生活している方々の立場に立った説明を行ってください。

また、一方的な説明とならないよう、コミュニケーションを十分とってください。

2 周知計画書(様式第2号)

関係地域設定の通知を受け取り後、関係住民を対象とした事業計画説明会(以下「説明会」という。)及び、説明会以外の周知方法に関する事項について記載した、周知計画書を市に提出してください。(条例第8条、規則第10条)

(参考) 第5次川口市総合計画より



川口市総合計画では、基本理念として「市民とつくるまちづくり」「多様な主体の共生共 栄」「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」を掲げています。

「多様な主体の共生共栄」では、「本市は地域性が豊かであり、そこには市民や地縁団体、 市民団体、事業者をはじめとする多くの魅力ある多様な主体が活動しています。この多様な 主体がお互いを尊重し合い共生できる環境をつくり、多様な主体同士や行政との交流を促進 することで、各主体が持つ魅力や個性を活かしていきます。」とあり、まちづくりの根幹とな る考え方の一つとされています。

地縁団体:町や字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて 形成された団体であり、自治会や町会、町内会等がこれにあたります。

3 説明会の日程及び会場設定

- (1)説明会を縦覧期間中に、原則3回以上実施する必要があります。(規則第11条第4項)
- (2) 説明会の開催日については、縦覧期間の設定や意見書の提出期限と関連しますので、必ず事前に市の担当者と調整してから設定してください。
- (3) 説明会は、平日昼間、休日(昼夜問わず)、夜間(曜日問わず)に各一日実施するなど、関係住民が参加しやすいよう配慮してください。
- (4) 説明会の開催間隔はなるべく4日以上あけてください。
- (5) 説明会の会場は原則として、関係地域内にする必要があります。会場の適否については、事前に市の担当者と調整してください。また、適当な会場が見つからない場合は、市の担当者に相談してください。(条例第9条第2項)

MEMO

4 事業計画周知文書

説明会以外の周知は、事業計画の概要を記載した書類(以下、「事業計画周知文書」という。)の配布により行ってください。

事業計画周知文書には以下の事項を必ず記載してください。

- (1)事業計画の概要について(条例第9条第3項、規則第11条第1項) 図や写真を効果的に使用するなど、具体的でわかりやすい内容にしてください。 また、誤解を与えるような表現には注意してください。丁寧さを欠く文書の配布 は、不信感の形成につながる場合がありますので注意してください。
- (2) 意見書の提出について (規則第11条第2項)
 - ① 生活環境の保全の見地から意見がある関係住民は市に意見書を提出できること
 - ② 意見書の提出期限
 - ③ 意見書の提出先
 - ④ 意見書を出せる住民の要件(関係住民の範囲)
- (3) 生活環境保全協定について (規則第11条第3項)
 - ① 関係住民は生活環境保全協定の締結を求めることができること
 - ② 生活環境保全協定の締結の求め方
 - ③ 生活環境保全協定の締結を求めることができる期限
- (4) 説明会やその後に寄せられた質問や意見等のうち、情報共有や周知の必要があるものについて、ホームページに掲載する場合があること
- (5)条例の規定に基づく手続き完了後、法律の規定に基づく市の許可を受けて事業を 行うものであり、施設稼働後についても意見等があれば、事業者または市の担当課 に連絡することが可能であること
- (6) 縦覧の場所や期間
- (7) その他必要事項

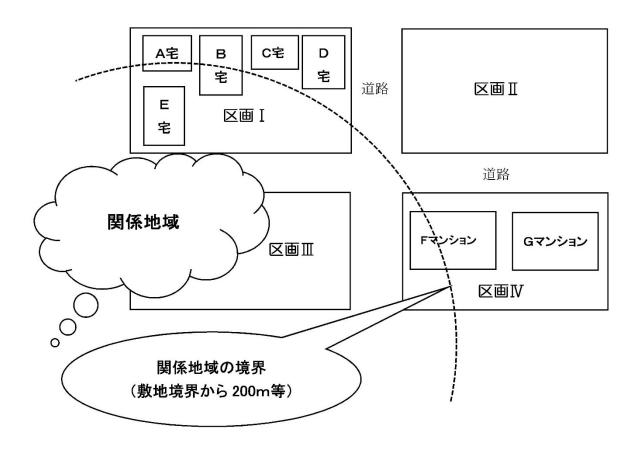
5 説明会開催通知と事業計画周知文書の配布

説明会の日時、場所等を記載した開催案内と、事業計画周知文書を次の要領で配布してください。

- (1)配布は、全戸配布(ポスティング)により行ってください。なお、関係住民である町会、自治会については、全戸配布前に町会長等を直接訪問して説明してください。町会長及び自治会長の連絡先等については、市の担当者に確認してください。
- (2)全戸配布は、関係地域が含まれる区画全体に行うよう努めてください。なお、その際、意見書を提出できるのは関係住民に限られる旨、記載してください。 (次ページの図<文書配布範囲・意見書提出範囲>をご参照ください。)
- (3) 説明会の周知は、遅くとも開催日の7日前までには完了してください。
- (4) 町会長等への説明を終えた場合及び、周知中にトラブルが発生した場合は、速やかに市の担当者まで報告してください。

MEMO

<文書配布範囲・意見書提出範囲>



区画・建物		文書配布	意見書提出
	A宅	配布する	出来る
	B宅	配布する	出来る
区画 I	C宅	配布する	出来ない
	D宅	配布する	出来ない
	E宅	配布する	出来る
区画Ⅱ		不要	出来ない
区画Ⅲ		配布する	出来る
 	Fマンション	全戸に配布する	全戸とも出来る
区画IV	Gマンション	不要	出来ない

6 説明会

- (1) 説明会での説明事項について (規則第11条第1~3項)
 - $4(1) \sim (7)$ の内容を必ず説明してください。

事業計画の概要については書類を配布し、その内容を具体的に説明してください。配布する文書は事業計画周知文書と同じものでも構いません。

(2) 市職員の立ち会い

説明会には市の職員が立ち会うことがあります。(条例第9条第5項)

(3) 報告書に記載の必要がありますので、開始時間、終了時間、参加人数、説明や質疑応答の内容などを記録してください。

第5 説明会等の実施状況の報告 (様式第3号)

事業計画周知文書の配布や説明会による周知を完了したときは、その実施状況を報告してください。(条例第9条第4項、規則第12条)

なお、参加者名簿の提出は必要ありません。

説明会でトラブルが発生した場合等には、実施状況の報告とは別に、速やかに市の 担当者へ報告してください。

MEMO

第6 意見書及び見解書

1 意見書(様式第4号)

関係住民から市に生活環境保全の見地からの意見書の提出があった場合、市から事業計画者にその写し又は要旨を記載した書類(以下「意見書等」という。)を送付します。(条例第10条第2項)

MEMO

2 見解書の提出

意見書等の送付を受けたときは、当該意見書等に対する見解を記載した見解書を市に提出してください。(条例第11条第1項)

なお、この見解書の内容は、事業計画書を審査する際に勘案することとなります。 (条例第 14 条第 1 項、規則第 14 条)

3 見解書の周知

見解書の提出後、当該見解書について、説明会の開催その他の方法により、関係住民に周知してください。(条例第11条第2項)

周知は、全戸配布(ポスティング)で行うことも可能ですが、この場合、全戸配布前に必ず町会長、自治会長等を直接訪問して説明してください。

全戸配布で周知する場合、意見書の内容、見解をわかりやすくまとめた文書を配布 することとなります。

なお、説明会及び全戸配布以外の周知方法については、市の担当者にご相談ください。

4 見解書についての周知実施状況の報告(様式第6号)

見解書について周知を行ったときは、その実施状況を市に報告してください。(条例第14条第3項、規則第14条)

MEMO

第7 審査結果に対する措置

1 審査結果の通知(様式第7号)

市は、事業計画書について審査し、対応が必要な事項等を審査結果として事業計画者に通知します。(条例第14条第1項)

2 審査結果を踏まえた措置の報告(様式第8号)

市から交付された審査結果通知書の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じ、その措置の内容を市に報告してください。(条例第14条第2項)

第8 生活環境保全協定

1 生活環境保全協定とは

産業廃棄物処理施設の設置、維持管理等にあたって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などについて、当該施設の設置等に関し生活環境保全上の利害関係を有する関係住民等と事業計画者が取り交わす約束事項です。

2 協定の締結

関係住民は、意見書を通じて事業計画者に対し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする生活環境保全協定の締結を求めることができます。(条例第12条第1項)

事業計画者は、協定締結の求めがあったときは、協定を締結するよう努めなければなりません。(条例第12条第2項)

3 協定の内容

個別具体的な公害防止対策の内容、自主的基準値の設定及び測定、操業時間の取り 決め、事故時の措置の内容等について盛り込まれることが一般的ですが、関係住民 等と事業計画者が相互に対等な立場で結ぶ約束事項であり、地域の実情や産業廃棄 物処理施設の内容により様々です。どのようなことを取り決めるかは当事者間の話 し合いによります。

意見書に記載された内容を掘り下げて整理する等、相手が求めていることを具体的にし、事業計画者と関係住民との認識に齟齬を生じさせない様にしてください。必ずしも、書式等の体裁にこだわる必要はありません。

当事者間で論点を整理しながら十分に話し合うなど、お互いの意思を確認しながら進めてください。

4 協定の効果

環境保全協定を結ぶことにより、法律や条例では規定することができない事項についても、事業計画者の任意の協力で実現することが可能となり、地域の実態に即した環境保全が図られることになるだけでなく、関係住民等と事業計画者が信頼感に基づき良好な関係を築くことにもつながり、将来的な紛争の予防にも寄与します。このため、関係住民から協定の締結を求められたときは締結に応じてください。

5 市長の助言及び協定書の写しの提出

市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容に必要な助言をすることができます。(条例第12条第3項)

また、生活環境保全協定を締結したときは、その書面の写しを市に提出してください。(条例第 12 条第 4 項)

MEMO

第9 手続承認書の交付(様式第9~11号)

市は、審査結果措置報告書を精査し、審査結果に対する措置が適当であり、条例で定める手続きが完了したと認めるときは、事業計画者に対し、手続承認書を交付します。

事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前(法の設置許可を要する場合は、当該許可を申請する前)までに、手続承認書の交付を受けなければなりません。(条例第15条第2項)

なお、工事その他の行為に着手してよい時期は、設置等をしようとしている廃棄物 処理施設の内容等により異なりますので、市の担当者ご確認ください。

MEMO

第10 事業計画の変更・廃止

1 変更の届出 (様式第 12~14号)

承認書の交付を受けた後、事業計画書、生活環境保全対策書又は周知計画書の内容 を変更する場合は届け出てください。

条例は、承認書の交付を受けた後の変更は、既に関係住民への周知や説明等が済んだ後の変更であることから、原則として事業計画書の提出からやり直すことを求めています。この場合、実質的に既に交付した承認書の効力は失われますので、新たに手続承認書の交付を受けるまで、工事その他の行為に着手出来なくなります。

ただし、変更の内容が軽微であり、規則で定める範囲内である場合は、この限りではありません。変更が軽微なものかどうかは、担当者に確認してください。(条例第16条、規則第17条、規則第18条)

2 廃止の届出(様式第15号)

事業計画を廃止しようとするときは届け出てください。(条例第 17 条、規則第 19 条)

なお、承認書の交付後3年以内に廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為 に着手しないとき(法の設置許可を要する場合は、当該許可を申請しないとき)は、 廃止の届出がされたものとみなします。(条例第26条)

第11 その他

1 あっせんの申請(様式第16号)

事業計画者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができます。(条例第18条第1項、規則第20条)

2 施設の公開

廃棄物処理施設の設置等の後は、関係住民の求めに応じ、当該施設を公開するよう 努めてください。(条例第20条)

3 協定の承継

廃棄物処理施設の設置等をした者から当該施設に係る権利を承継しようとする者は、当該施設について生活環境保全協定が締結されているときは、当該協定の内容についても承継しなければなりません。

また、承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民から新たに関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結するよう要請があったときは、誠意をもって対応しなければなりません。

なお、市長はこの協定の内容について必要な助言を行うことができます。(条例第 21条)

4 報告徴収、立入検査

条例の施行に必要な限度で、事業計画者に対し必要な報告を求めたり、廃棄物処理 施設の設置等をしようとする場所や事業計画者の事務所等に立ち入り調査をすること があります。

5 勧告・公表

事業計画者が、事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をした とき、説明会の開催をしないときなど、この条例の規定に反したときは、当該事業計 画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告する場合があります。

また、勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することがあります。

6 留意事項

廃棄物処理施設の設置等では、廃棄物処理法以外にも都市計画に関する法令等、他 の法律の規制を受ける場合があります。

廃棄物処理施設の設置等に関する計画策定に先立ち、建築基準法、都市計画法、農地法等の関係法令を所管している部署に相談・確認してください。